

輸入特定有害廃棄物等が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十一条第一項の廃棄物に該当する場合における輸入移動書類に係る届出に  
 関する省令の一部を改正する省令案 新旧対照条文

○輸入特定有害廃棄物等が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十一条第一項の廃棄物に該当する場合における輸入移動書類に係る届出に  
 関する省令（平成十四年三月二十九日環境省令第九号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条 輸入移動書類（当該輸入移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百七十七号）第二条第一項の廃棄物に該当する場合には、以下同じ。）の交付を受けた者等は、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（以下「法」という。）第十二条第一項第一号に該当する場合には、様式第一による届出書により、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行規則（平成五年総理府、厚生省、通商産業省令第一号）第六条第一項に定める様式第四及び同条第二項に定める様式第五による通知書の写しを添付して、環境大臣に届け出なければならない。（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p>	<p>第一条 輸入移動書類（当該輸入移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百七十七号）第二条第一項の廃棄物に該当する場合には、以下同じ。）の交付を受けた者等は、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（以下「法」という。）第十二条第一項第一号に該当する場合には、次の事項を環境大臣に届け出なければならない。</p> <p>一 輸入移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等の処分を行った者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名並びに電話、テレックス又はファクシミリ</p> <p>二 当該輸入移動書類の交付を受けた日付及び番号</p> <p>三 当該輸入移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等の処分を行った日付、処分の場所及び処分の方法</p>

(削る)

第二条 輸入移動書類の交付を受けた者等は、  
法第十二条第一項第二号又は第三号に該当す  
る場合には、様式第二号による届出書により、  
環境大臣に届け出なければならぬ。  
(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

2

前項の届出は、様式第一による届出書によ  
り、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関  
する法律施行規則（平成五年総理府、厚生省  
、通商産業省令第一号）第六条第三項に定め  
る様式第四及び様式第五による通知書の写し  
を添付してしなければならない。

第二条 輸入移動書類の交付を受けた者等は、  
法第十二条第一項第二号又は第三号に該当す  
る場合には、次の事項を環境大臣に届け出な  
ければならない。

一 輸入移動書類の交付を受けた者等の氏名  
又は名称及び住所並びに法人にあってはそ  
の代表者の氏名並びに電話、テレックス又  
はファクシミリの番号

二 当該輸入移動書類の交付を受けた日付及  
び番号

三 当該輸入移動書類に係る輸入特定有害廃  
棄物等の運搬若しくは処分を行わなくなつ  
た理由又は当該輸入移動書類に係る輸入特  
定有害廃棄物等を失った理由

四 当該輸入特定有害廃棄物等に関する今後  
の計画

2 前項の届出は、様式第二による届出書によ  
ってしなければならない。

様式第一（第1条関係）

輸入移動書類に係る処分届出書

年 月 日

環 境 大 臣 殿

届出者  
氏名又は名称及び  
代表者の氏名： 印  
住所又は所在地：  
連絡責任者氏名：  
電話番号：  
FAX番号：  
e-mail：

輸入特定有害廃棄物等の処分を、当該輸入特定有害廃棄物等に係る輸入移動書類に記載された内容に従って行ったので、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第12条第1項第1号の規定により、輸入移動書類を添付して、次のとおり届け出ます。

輸入移動書類の交付を受けた番号及び日付	交付番号： 交付年月日： 年 月 日
輸入特定有害廃棄物等の引渡しを受けた日付 (輸入の相手方等へ通知を行った日付)	年 月 日 ( 年 月 日)
輸入特定有害廃棄物等の処分を行った日付 (輸入の相手方等へ通知を行った日付)	年 月 日 ( 年 月 日)

備考 1 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行規則第8条第1項及び第2項に定める通知書の写しを添付して提出すること。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第一（第1条関係）

輸入移動書類に係る処分届出書

年 月 日

環 境 大 臣 殿

氏名又は名称及び住所並びに法人に  
届出者 あつてはその代表者の氏名並びに電 印  
話、テレックス又はファクシミリの番号  
担当者名：  
電話番号：

輸入特定有害廃棄物等の処分を行ったので、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第12条第1号の規定により、輸入移動書類を添付して届け出ます。

輸入移動書類の交付を受けた日付及び番号	
輸入特定有害廃棄物等の処分を行った日付、処分の場所及び処分の方法	

備考 1 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行規則第6条第3項に定める通知書の写しを添付して提出すること。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第2 (第2条関係)

輸入移動書類に係る届出書	
年 月 日	
環 境 大 臣 殿	
届出者 氏名又は名称及び 代表者の氏名 : 印 住所又は所在地 :	
連絡責任者氏名 : 電話番号 : FAX番号 : e-mail :	
<p>輸入特定有害廃棄物等 { の運搬を行わないこととなった }                      の処分を行わないこととなった } ので、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制                      を 失 っ た }                      に関する法律第12条第1項第2号又は第3号の規定により、輸入移動書類を添付して、次のとおり届け                      出ます。</p>	
輸入移動書類の交付を受けた番号 及び日付	交付番号 : 交付年月日: 年 月 日
輸入特定有害廃棄物等 { の運搬を行わないこととなった } の処分を行わないこととなった } を 失 っ た } 理由	
輸入特定有害廃棄物等に関する今後の 計画	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第2 (第2条関係)

輸入移動書類に係る届出書	
年 月 日	
環 境 大 臣 殿	
氏名又は名称及び住所並びに法人に 届出者 あつてはその代表者の氏名並びに電話、 印 テレックス又はファクシミリの番号	
担当者名 : 電話番号 :	
<p>の運搬を行わないこととなった                      輸入特定有害廃棄物等 の処分を行わないこととなった } ので、特定有害廃棄物等の規制に関する                      を 失 っ た }                      法律第12条第2号又は第3号の規定により、輸入移動書類を添付して、次のとおり届け出ます。</p>	
輸入移動書類の交付を受けた日付 及び番号	
輸入特定有害廃棄物等 の運搬を行わないこととなった の処分を行わないこととなった } を 失 っ た } 理由	
輸入特定有害廃棄物等に関する今後の 計画	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。